

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年7月8日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

千歳烏山駅周辺地区街づくり構想(案)作成委託

(2) 目的

京王線の連続立体交差事業を契機に、千歳烏山駅周辺地区街づくり協議会が設立され、平成23年10月に地区街づくり計画の原案が提案された。当該地区においては、駅前広場や都市計画道路補助第216号線の事業も予定されているため、市街地環境に大幅な変化が予測される。取り分け商店街については、駅前広場の整備により、商店街を形成する主要な店舗や街区が変わることになり、千歳烏山駅の新たな機能を活かした街のにぎわいを創出していくことが求められる。そのため、商店街を中心とした駅周辺地区の街づくりについて、活気があり回遊性のある商店街の誘導整備を行うことを目的として、駅前広場整備後の商店街のあり方について検討し、千歳烏山駅周辺地区街づくり構想(案)を作成する。

(3) 業務概要

①地域生活拠点としての千歳烏山駅周辺における必要な街づくりの検討

- ・地域生活拠点としての千歳烏山の商業環境の現況確認
- ・整備予定の都市施設を踏まえた商業拠点としての将来性の検証
- ・地域生活拠点として必要な整備及び誘導手法の検討

②千歳烏山駅周辺街づくり構想(案)の作成

- ・商店街全体の目標設定
- ・地区毎(各通り・各街区)の目標設定
- ・地区街づくり計画及び地区計画の整備計画の概要作成

③千歳烏山駅周辺の商業環境検討に必要な基礎的調査

- ・現況の商店街像の確認、求められている商店街像の確認

④仮称千歳烏山駅周辺街づくり・商店街検討会の運営

- ・商店街全体の目標設定に必要な会の進行
- ・商店街全体の目標設定に必要な調査及び資料作成、議事録の作成

⑤仮称千歳烏山駅周辺街づくり・商店街検討個別会(4地区)の運営

- ・地区毎の目標及び手法の検討に必要な会の進行
- ・地区毎の目標及び手法の検討に必要な調査及び資料の作成、議事録の作成

A/B地区：街づくり誘導地区を基本に商店街通りの整備構想(案)の検討

C地区：北口の街づくり誘導地区を参考に商店街通りの整備構想(案)

の検討

D地区：駅前広場と街路計画を活かした市街地整備の構想（案）の検討

⑥その他の地区の検討

E地区：街路計画の沿道住宅地における市街地整備の構想（案）の検討

※A～E地区についての詳細は別図－2参照。

⑦千歳烏山駅周辺街づくり構想（案）の説明報告会の実施・運営

・報告会用説明資料作成、配布資料作成、報告会の案内チラシ作成・配布

⑧今後の街づくり推進に必要な検討

市街地整備に必要な制度、事業、補助制度の確認

⑨その他想定される必要な調査

(4) 履行期間

契約の日（平成25年9月中旬予定）から平成26年3月21日（金）まで

(5) 対象地域

京王線「千歳烏山」駅周辺地区

（南烏山四丁目、五丁目、六丁目の各地内）詳細は別図－1参照

(6) 成果品

①調査報告書（A4版）	9部
②街づくり構想（案）	1式
③区民周知用資料原稿	1式
④上記の電子データ（CD-R）	2部

2. 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (4) 予定技術者が過去5年間に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における駅周辺の商業地域で地区計画、構想策定業務の実績を有すること。
- (5) 予定技術者が過去5年間に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における連続立体交差事業、駅前広場整備に伴う街づくり業務の実績を有すること。
- (6) 予定技術者が過去5年間に、世田谷区における都市計画等調査にかかる業務の実績を有すること。
- (7) 予定技術者が過去5年間に、市街地再開発事業の権利変換計画策定業務または土地地区画整理事業の仮換地計画策定業務の実績を有すること。
- (8) 中小企業診断士の資格者の参加が可能なこと。
- (9) 予定技術者が技術士（都市及び地方計画）の資格を有していること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明業者数が4社以上の場合、「提出者の業務経歴」、「予定技術者の経歴等」、「予定主任技術者及び担当技術者の過去5年間の同種又は類似事業の実績」にて評価し、提案書提出予定者を3社以内に決定する。

4. 提案書を特定するための評価項目

以下の項目ごとに採点方式により評価する。

- (1) 過去の業務実績
- (2) 実施体制（予定担当者の技術力、技量）
- (3) 見積書の内容
- (4) 構想策定（生活拠点の将来像、住民参加型の検討会の進行管理、構想検討の企画力、工程管理、構想（案）を実現する対応）

5. 説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

・平成25年7月8日（月）午前9時から7月19日（金）午後5時まで

(2) 交付場所・交付方法

・〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目22番14号（烏山総合支所4階）

世田谷区烏山総合支所街づくり課

電話：03-3326-6306 FAX：03-3326-6159

・希望者に無償配布する。（区ホームページからダウンロード可）

6. 参加表明書の提出期限、提出場所

(1) 提出期限

・平成25年7月19日（金）午後5時まで

(2) 提出場所：5.（2）に同じ

(3) 提出方法：持参又は郵送

7. 提案書の提出期限

①提出期限：平成25年8月21日（水）午後5時まで

②提出場所：5.（2）に同じ

③提出方法：持参

8. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

・平成26年度～27年度の随意契約による委託は、当該業務にかかる各年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がされなかった場合は延期、又は中止する。

・受託者の過失により粗雑履行や事故が発生した場合を除き、随意契約により引き続き業務を委託することを予定する。

平成26年度～27年度

(仮称)千歳烏山駅周辺地区街づくり手法検討調査委託

(仮称)千歳烏山駅周辺地区街づくり計画策定業務委託

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
世田谷区烏山総合支所街づくり課
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

図-1 街づくり目標を検討する区域

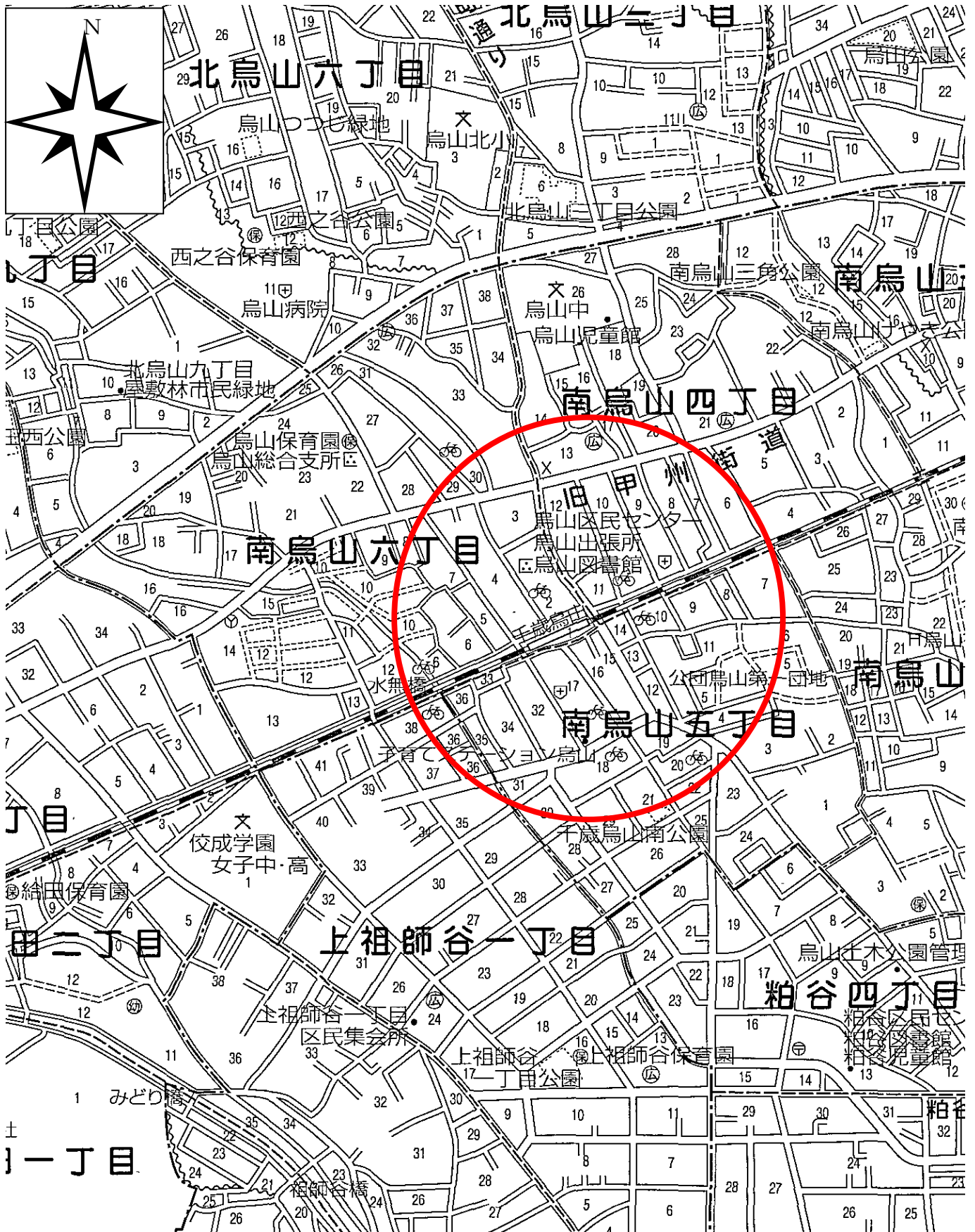


図-2 5地区の詳細

